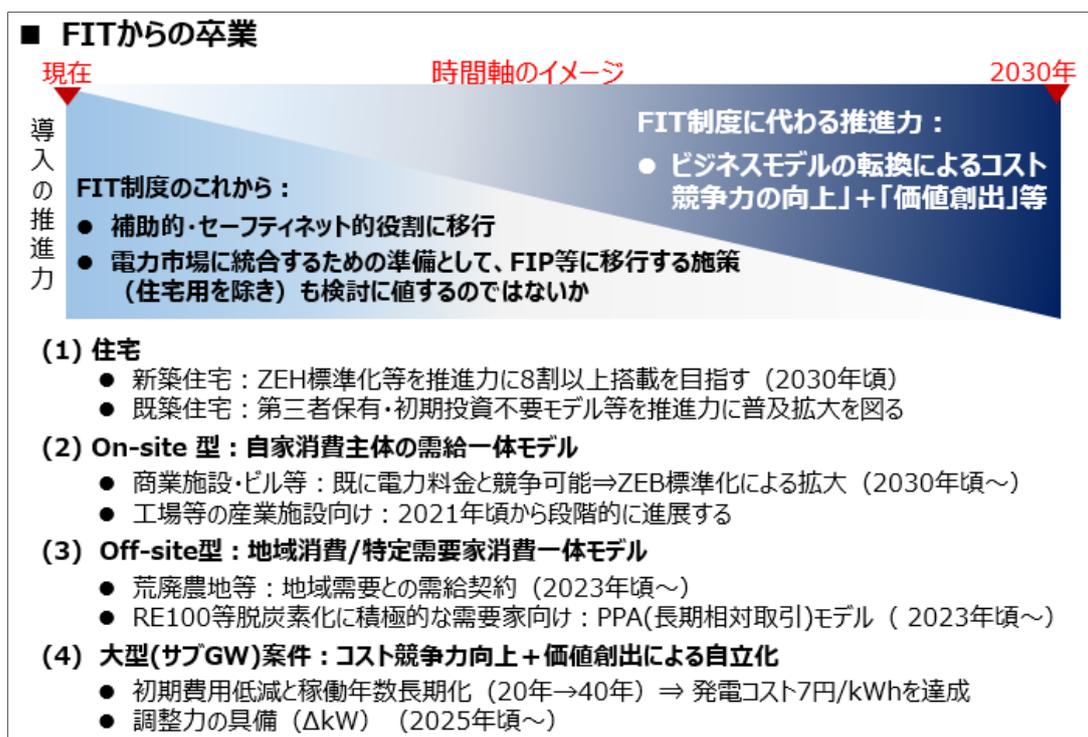


はじめに

7月17日に梶山経済産業大臣が示された、「再エネが社会にとって当たり前となる「再エネ型経済社会」を創造していくという発想で、産業の競争力、インフラの構築、地域社会との共生の3つの面で検討を進め「再エネ経済創造プラン」として纏めていく」という方針は、再エネの主力電源化に向けた強い力になると考え、JPEAとして歓迎し賛同いたします。一方、足元では、コロナ禍の影響に加え、ビジネスモデルの転換と電力市場への統合に向けた準備等が整っていない状況下、市場が停滞し、これからの政策・制度設計に対する予見が難しいことから、太陽光発電産業全体が疲弊し将来に不安を抱えています。一刻も早く「再エネ経済創造プラン」を取り纏めていただき、実現に向けた産業政策によって将来への不安が取り除かれ、太陽光発電産業が再び力強く成長することを望みます。JPEAとしても、太陽光発電の普及拡大を通じて、「再エネ型経済社会」の創造と国がめざす脱炭素社会の実現に産業界の立場から貢献していく所存です。

#### 1. 脱炭素社会に向けた変革（2030年までにFITから自立したビジネスモデルへ転換）

JPEAは、太陽光発電の将来ビジョンとして、「PV OUTLOOK 2050」を本年5月に公開し、2050年度の日本の脱炭素化（温室効果ガス80%削減）を実現するには300GWの太陽光発電が必要であることを示した。また、300GWの導入に向けた費用対便益を明らかにし、国民経済的に太陽光発電が合理的な選択肢であり、再エネ主力電源化のなかでも



最も重要な役割を果たすことを示した。

一方で、このビジョンの実現には、これからの10年が極めて重要であり、FIT/FIPに頼らない自立的な普及モデルに変革していくことが不可欠であると考えている。これからの10年で、どのようにFITから自立し成長していくか、太陽光発電のチャレンジをビジョンでも示した。今回、国が取り纏める「再エネ経済創造プラン」に基づく政策パッケージは、ビジョン実現に向けたチャレンジと変革を後押しするものと期待する。

## 2. エネルギー供給強靱化法（改正FIT法）の制度設計に向けて

改正FIT法の施行は2022年4月となるが、それまでの約2年間で打ち出される政策と制度設計によって、FITからの自立に向けた2030年までの10年の方向付が決まるといえる。

法律改正の趣旨である、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制、主力電源化に向けた電力市場への統合には、投資インセンティブと一定の事業予見性が確保されるしくみと制度設計が必要。JPEAとしては、この趣旨に沿って制度設計に協力していく所存。

### （1）電力市場への統合を図るFIP制度への移行について

FIP制度の導入に際しては、整備が進みつつある電力市場の動向や、アグリゲーターの育成状況等を見定め、段階的に進める必要が有ると考える。

FIP制度導入の成功には、先ず、再エネ事業者が多様な創意工夫を発揮できる事業環境と公平で開かれた電力市場の整備が不可欠。特に、流動性・信頼性の高い卸電力市場の整備が重要だが、その推進力となる電力システム改革は道半ばといえる。今後段階的に導入が進む需給調整市場や容量市場、また非化石価値取引市場については、再エネ事業者にとっても創意工夫により価値を生み出せる制度設計を目指すべき。

将来、電力市場が整備されたとしても、小規模な設備・事業者が多い太陽光発電にとって、電力市場を活用するにはアグリゲーターが不可欠だが、その育成はこれから。

また、買取保証が無くなるFIP制度の下では、再エネ事業者自らが売り先を探す必要がある。アグリゲーター等を介した卸市場への販売に加え、PPA取引等、複数の選択肢を柔軟に活用できる事業環境の整備が急がれるが、PPA取引等の普及はこれからである。

また、FIP制度への移行には、発電量予測精度の向上や市場取引を含む需給調整力の確保等、再エネ事業者によるインバランス低減ノウハウの蓄積が必要。FIT制度のもとでは、これらの経験やノウハウは不要であったため、再エネ事業者にとっては新たな挑戦となるが、これらの能力を身に着け高めるための経過措置が必要と考える。（例えば、移行当初はインバランスリスク緩和措置を適用し、将来的には事業者が主体的にインバランスを抑制するようなインセンティブが働く制度設計が考えられる。）

電力市場への統合と再エネの普及拡大を図る FIP 制度の制度設計において、事業リスクとリターンのバランスは、最も重要なポイントとなる。特に、再エネ事業者にとっては、一定の投資インセンティブと事業の予見性の確保が不可欠。事業リスクに見合ったリターンが期待できればこそ、事業者は様々な創意工夫を発揮し、電力市場への統合を進めながら普及にブレーキがかかることなく、継続的なコストダウンと自立的な再エネの普及拡大が可能となる。

## (2) 地域活用電源について

・「地域との共生」に主眼を置き、地域社会・経済の発展に貢献。

今回の法改正で、分散型電源等を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）が法律上位置付けられ、分散型電源の重要性が高まっている。分散型電源の更なる普及拡大や、地域の特性を生かしたエネルギーシステムの推進には、地域エネルギーの「S+3E」を通じて、地域経済の発展と再エネ活用の地域循環が図れる制度設計を目指すべき。

・地域マイクログリッド計画の具体化に向けて、電源過小地区での太陽光高圧案件の導入等を促進することで、地域エネルギーの自給率向上に貢献することが可能。

・太陽光発電のエネルギー賦存量が膨大である耕作放棄地の活用を含め、全国各地域の特性に応じた普及促進を図っていくことが重要。地域活用電源として、レジリエンスの強化や電源の立地条件に応じた普及には、当面は、家庭用太陽光も含めて FIT 制度での普及促進が必要と考える。

・分散電源としての再エネが、「需給一体型」として普及することが期待されるなか、蓄電池や需要側の設備、需要家と統合されたモデルとして、①家庭、②法人や需要家、③地域、において多様な形で導入が進むには、一層の環境整備と新たな支援策が必要。①家庭用では、家庭用太陽光と蓄エネ設備（蓄電池、HP 給湯器、EV 等）を効果的に組み合わせ、自家消費が推進される施策が必要。

②法人や需要家による再エネ利用のニーズは高まりつつあり、第三者所有モデル(TPOモデル)や、オンサイト型自家消費モデルの普及策が急がれる。大口需要家等に向けた、オフサイト型自家消費モデルや、自家消費型 PPA 事業への支援策の強化によって、FIT からの自立と再エネの普及拡大が図れる。また、低圧地上設置太陽光発電所を活用したコーポレート PPA などの FIT に依存しない地域電源の拡大支援策も有効と考えられる。

③地域では、再生可能エネルギーを活用する様々な地域ビジネスモデルの開発促進と、地域の分散エネルギーシステムを支える電力ネットワークを同時に整備していくことが必要。

### (3) 系統制約の克服について

7月3日の梶山経済産業大臣の会見で取り上げられた、系統の効率的な利用を促す「基幹送電線の運用ルール」の見直しについては、系統容量の効率的活用が期待できJPEAとして歓迎する。ノンファーム型接続の全国展開と優先接続ルールの見直しが実現すれば、限界費用が発生しない再エネの普及拡大を後押しすると期待できる。

これから始まる電力系統のマスタープランの策定にあたっては、非効率石炭火力のフェードアウトや、洋上風力の開発計画、ビジョン等で示した太陽光発電の導入計画に加え、「再エネ経済創造プラン」と整合をとった検討が行われると期待する。また、多くの太陽光発電は配電ネットワークへ接続されるため、基幹系統を対象とした検討と併せて、地域内の送配電ネットワークを含む設備形成の在り方を検討願いたい。また、将来的には、配電系統を含む送配電全体においてデジタル化とスマート化を進めることが、分散電源を主力とする「再エネ型経済社会」の実現を可能にすると考える。

参考までに、これまで当協会が主張してきた、系統制約の克服について示した。

#### 再エネの大量導入には系統制約の解消と電力NWへの統合が不可欠

- 1) 送電線の空き容量不足への対応：配電網を含む日本版コネクト&マネージ等の導入
- 2) 出力制御リスクの最小化：地域間連系線・需要側リソースの最大活用、再エネのオンライン制御化、リアルタイム制御化の推進
- 3) 再エネ自らの調整力と需要側リソースの最大活用により、変動性再エネ大量導入時の調整力確保をコスト効率的に進めるための環境整備・制度的支援：
  - ・ Grid Codeの整備
  - ・ 市場メカニズムによる全体最適化が実現する系統運用や需給調整市場等の制度設計

#### 中長期的視野で今後検討されるべき制度的課題

- 系統アクセス・コネクト & マネージにおける、全体最適化を視野に入れた、先着優先ルールの見直しやオークション方式等の可能性の検討
  - ・ 既存電源と新規電源のイコールフットイング実現のために
  - ・ 競争力の高い新規電源・Non-firm電源導入の妨げにならないように
- 次世代ネットワークを視野に入れた託送料金制度の抜本的見直し：
  - ・ 分散電源・需要側リソースを最大減活用し需給一体型の普及を後押しする料金制度に
  - ・ ストック(kW)ベースの発電側課金は、調整電源やNon-firm電源、変動性再エネにとって負担となる可能性がある。再エネ大量導入を見据え、ストック(kW)とフロー(kWh)の課金バランスに加えて、発電側と需要側の負担比率や、需要側の割引制度等、将来あるべき託送料金制度のための検討が望まれる。

### (4) FIT 認定後の失効措置

今回の法律改正では、「認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったとき」は認定が失効することが規定された。

認定だけを長期間保持して、事業開始の意思の全くない案件については、系統容量の空押さえとなるため、一定の期間後早急に退出していただくことになる。

しかしながら、事業開始に向けて準備を進めているにもかかわらず、自らの事由によらず、事業開始が伸びている案件等に対しては、適切な対応が必要と考える。

具体的には、開発段階に進んでいる案件については、事業者や資金提供者の事業予見性が確保され、開発がとん挫することの無い様、十分に配慮した制度設計と運用を要望する。

その一方、運開の見込みが全く無く長期間放置されている案件については、再エネの導入拡大の阻害要因とならない様、適切な措置が必要と考える。

以上